

財団法人八尾市文化振興事業団

役員及び評議員の報酬等に関する規程

財団法人八尾市文化振興事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

規 程 第 6 号

昭和63年 1月19日 制 定

平成 5年 4月19日 全部改定

平成 5年12月24日 一部改正

平成 6年 6月 1日 一部改正

平成 6年11月 1日 一部改正

平成 7年 7月 1日 一部改正

平成13年 4月 1日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人八尾市文化振興事業団寄附行為第22条第2項の規定にもとづき常勤役員の報酬及び同条第3項並びに第31条第4項の規定にもとづく役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償等の支給について定める。

(費用弁償)

第2条 財団法人八尾市文化振興事業団（以下「事業団」という。）の事業執行に必要な会議の出席及び事務に従事した場合の役員等に対する費用弁償額は、1日につき、8,000円とする。

2 役員等のうち、常勤の役員及び八尾市の常勤特別職にある者は支給しない。

(報 酬)

第3条 常勤の役員に支給する報酬の額は、月額540,000円以内とし、他に次の手当を八尾市職員の支給率及び支給方法に準じて支給する。

(1) 期末手当

(2) 勤勉手当

(旅 費)

第4条 役員等が事業団の業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費の額は、財団法人八尾市文化振興事業団就業規則第38条に準ずるものとし、その都度支払う。

(退職手当)

第5条 常勤の役員の退職手当については、理事会の議決により支給することができる。退職手当の額及び支給方法は、理事長が別に定める。

2 常勤の役員のうち、八尾市の常勤特別職であった者及び一般職で退職した者については、退職手当を支給しない。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 財団法人八尾市文化振興事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程(昭和63年1月19日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成5年12月24日から施行し、この規程による改正後の財団法人八尾市文化振興事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程は、平成5年4月1日から適用する。

(内 払)

2 常勤の役員が、この規程による改正前の財団法人八尾市文化振興事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程の規定に基づいて、平成5年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(細 則)

3 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成6年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成6年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成7年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日付で改正し、同日付で適用する。